

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則（昭和 5 1 年川崎市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「居住している」を「住所を有する」に改め、同項第 2 号中「所在する会社に通勤している」を「在勤する」に改め、同項第 3 号中「の学校に通学している」を「に在学する」に改める。

第 7 条第 2 項中「7 日前」を「3 日前」に改める。

別表中

「

開放施設	単位	金額		
		午前	午後 1	午後 2
		6 時～ 1 2 時	1 2 時～ 6 時	6 時～ 9 時

」

を

「

開放施設	単位	金額		
		午前	午後 1	午後 2
		6 時～ 1 2 時	1 2 時～ 6 時	6 時～ 9 時
			1 2 時～ 5 時	5 時～ 9 時

」

に改め、別表備考第 1 項中「半額とする。」を「1 時間当たりの金額の半額とし、3 分の 1 面を使用する場合の使用料は、1 時間当たりの金額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。」に改め、同表備考第 2 項中「使用料」を「金額」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 3 午後 1 及び午後 2 の区分において、上段の時間は 3 月から 1 0 月までの期間に、下段の時間は 1 1 月から 2 月までの期間に適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

開放施設の使用に係る申込みの期限を改めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設等の開放に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第5条 略 (使用者の範囲) 第6条 開放施設を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次のとおりとする。 (1) 市内に<u>住所を有する者</u> (2) 市内に<u>在勤する者</u> (3) 市内に<u>在学する者</u> (4) その他委員会が適当と認めた者 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認めるときは、使用者の範囲を制限することができる。 (開放施設の使用) 第7条 開放施設を使用する場合は、使用者2名以上で団体を構成し、あらかじめ委員会に登録しなければならない。 2 前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、使用を希望する日の<u>3日前</u>までに、開放施設使用申込書により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。 3 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委員会及び学校の指示に従うこと。 (2) 常に善良な管理者の注意をもって開放施設を使用すること。 4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、第1項の登録を取り消すことができる。 5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 第8条～第13条 略 附 則 1～3 略	第1条～第5条 略 (使用者の範囲) 第6条 開放施設を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次のとおりとする。 (1) 市内に<u>居住している者</u> (2) 市内に<u>所在する会社に通勤している者</u> (3) 市内の<u>学校に通学している者</u> (4) その他委員会が適当と認めた者 2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要があると認めるときは、使用者の範囲を制限することができる。 (開放施設の使用) 第7条 開放施設を使用する場合は、使用者2名以上で団体を構成し、あらかじめ委員会に登録しなければならない。 2 前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、使用を希望する日の<u>7日前</u>までに、開放施設使用申込書により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。 3 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委員会及び学校の指示に従うこと。 (2) 常に善良な管理者の注意をもって開放施設を使用すること。 4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、第1項の登録を取り消すことができる。 5 第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。 第8条～第13条 略 附 則 1～3 略

改正後					改正前				
別表（第 8 条関係）					別表（第 8 条関係）				
開放施設	単位	金額			開放施設	単位	金額		
		午前	午後 1	午後 2			午前	午後 1	午後 2
		6 時～12 時	12 時～ 6 時	6 時～ 9 時			6 時～12 時	12 時～ 6 時	6 時～ 9 時
			12 時～ 5 時	5 時～ 9 時					
運動場	1 時間当たり	120 円		760 円	運動場	1 時間当たり	120 円		760 円
体育館	1 時間当たり	240 円			体育館	1 時間当たり	240 円		
武道場	1 時間当たり	200 円			武道場	1 時間当たり	200 円		
特別教室	1 時間当たり	240 円			特別教室	1 時間当たり	240 円		
陶芸窯 (10キロ ワット)	1 時間当たり	200 円			陶芸窯 (10キロ ワット)	1 時間当たり	200 円		
陶芸窯 (20キロ ワット)	1 時間当たり	400 円			陶芸窯 (20キロ ワット)	1 時間当たり	400 円		
備考 1 運動場及び体育館の半面を使用する場合の使用料は、 <u>1 時間当たりの金額の半額とし、3 分の 1 面を使用する場合の使用料は、1 時間当たりの金額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。</u>					備考 1 運動場及び体育館の半面を使用する場合の使用料は、 <u>半額とする。</u>				
2 1 時間を超えて使用する場合は、 <u>超過時間15分ごとに、1 時間当たりの金額を 4 で除して得た額を増徴する。</u>					2 1 時間を超えて使用する場合は、 <u>超過時間15分ごとに、1 時間当たりの使用料を 4 で除して得た額を増徴する。</u>				
3 午後 1 及び午後 2 の区分において、 <u>上段の時間は 3 月から 1 0 月までの期間に、下段の時間は 1 1 月から 2 月までの期間に適用する。</u>									

川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する
規則の制定について

川崎市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

川崎市立学校施設使用規則（昭和 27 年川崎市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「 押 印 欄 」及び「性別 男・女」を削り、
「、生年月日及び性別」を「及び生年月日」に改め、「印」を削る。

第 2 号様式中「印」及び「5 申請者は、使用当日この許可書を学校へ提出してください。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

制 定 理 由

学校施設使用許可申請書等の様式を改めるため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校施設使用規則 新旧対照表

改正後

第1条～第11条 略
第1号様式

学校施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請人

住 所

団 体 名

氏 名

生年月日 年 月 日

電 話

〔 団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名及び生年月日 〕

次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市立学校施設使用規則第5条の2第2項に規定する暴力団等でないことを誓約します。
また、上記のものでないことを確認するため、川崎市が、本様式に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

学 校 名

川崎市立 学校

施 設 名

□教室 □体育館 □校庭 □その他 ()

日 時

年 月 日 時 ～ 時

目的行事内容

参 集 人 員

人 入 場 料 □有 () □無

主 催 団 体 名
代 表 者 氏 名

参 考 事 項

案内状 プログラム 入場券 客員券
その他関係資料添付のこと

※ 上記については、学校教育上及び施設管理上支障がありません。
年 月 日
川崎市立_____学校長

教育委員 年 月 日
会 受 付

決裁 年 月 日

川崎市教育委員会
指令第 号

(注) ※は学校において記入します。

改正前

第1条～第11条 略
第1号様式

押 印 欄

学校施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

申請人

住 所

団 体 名

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

電 話

〔 団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の氏名、生年月日及び性別 〕

次のとおり申請します。なお、この申請書の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市立学校施設使用規則第5条の2第2項に規定する暴力団等でないことを誓約します。
また、上記のものでないことを確認するため、川崎市が、本様式に記載された個人情報に神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

学 校 名

川崎市立 学校

施 設 名

□教室 □体育館 □校庭 □その他 ()

日 時

年 月 日 時 ～ 時

目的行事内容

参 集 人 員

人 入 場 料 □有 () □無

主 催 団 体 名
代 表 者 氏 名

参 考 事 項

案内状 プログラム 入場券 客員券
その他関係資料添付のこと

※ 上記については、学校教育上及び施設管理上支障がありません。
年 月 日
川崎市立_____学校長

教育委員 年 月 日
会 受 付

決裁 年 月 日

川崎市教育委員会
指令第 号

(注) ※は学校において記入します。

改正後	改正前																				
第 2 号様式	第 2 号様式																				
学校施設使用許可書 川崎市教育委員会指令第 号 年 月 日 様 川崎市教育委員会 年 月 日付けをもって申請のあった施設使用について、次のとおり許可します。 <table border="1"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>川崎市立 学校</td> </tr> <tr> <td>施 設 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目的行事内容</td> <td>申請書に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>参集人員</td> <td>申請書に記載のとおり</td> </tr> </table> 1 申請書の記載事項に違反があった場合は、許可を取り消します。 2 使用に当たっては、職員の指示に従ってください。 3 防火、防災、器物の保全に責任を持ってください。 4 使用後は、内外の整備を確実にしてください。	学 校 名	川崎市立 学校	施 設 名		日 時		目的行事内容	申請書に記載のとおり	参集人員	申請書に記載のとおり	学校施設使用許可書 川崎市教育委員会指令第 号 年 月 日 様 川崎市教育委員会 年 月 日付けをもって申請のあった施設使用について、次のとおり許可します。 <table border="1"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>川崎市立 学校</td> </tr> <tr> <td>施 設 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目的行事内容</td> <td>申請書に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td>参集人員</td> <td>申請書に記載のとおり</td> </tr> </table> 1 申請書の記載事項に違反があった場合は、許可を取り消します。 2 使用に当たっては、職員の指示に従ってください。 3 防火、防災、器物の保全に責任を持ってください。 4 使用後は、内外の整備を確実にしてください。 5 <u>申請者は、使用当日この許可書を学校へ提出してください。</u>	学 校 名	川崎市立 学校	施 設 名		日 時		目的行事内容	申請書に記載のとおり	参集人員	申請書に記載のとおり
学 校 名	川崎市立 学校																				
施 設 名																					
日 時																					
目的行事内容	申請書に記載のとおり																				
参集人員	申請書に記載のとおり																				
学 校 名	川崎市立 学校																				
施 設 名																					
日 時																					
目的行事内容	申請書に記載のとおり																				
参集人員	申請書に記載のとおり																				